

## 大分大学身体等に障がいのある学生の支援委員会規程

平成17年4月20日制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第10条第2項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）の要支援学生の就学支援に関する事項を審議するために設置する大分大学身体等に障がいのある学生の支援委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において「要支援学生」とは、身体等に障がい（発達障害等を含む。以下「障がい」という。）のある本学学生又は本学入学予定者のうち、障害者手帳を有するもの又はこれに準ずる障がいのあることを示す診断書等（保健管理センター医師の意見書を含む。）を有するもので、本人（保護者を含む。）又は学部、研究科、保健管理センター、ぴあROOM若しくは学内各種委員会等から支援要請のあったものをいう。

### (支援の申出)

第3条 前条による要支援の要請は、入学前又は入学後のいずれの時期においても、委員会に申し出ることができるものとする。

### (審議事項)

第4条 委員会は、要支援学生の就学に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学（入学試験を除く。）に関する事項
- (2) 修学に関する事項
- (3) 学生生活に関する事項
- (4) 施設・設備の整備に関する事項
- (5) 就学の支援に係る予算に関する事項
- (6) 前各号に掲げる事項に係る点検・評価及び改善に関する事項
- (7) その他就学に関し必要と認める事項

### (組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 学長が指名する学長特命補佐
- (3) 各学部の教務委員長
- (4) 各学部の学生生活委員長
- (5) 保健管理センターの主担当の教員 1人
- (6) 障害者教育に関する専門的知識を有する教員 1人
- (7) 学生支援部長
- (8) 委員長が必要と認めた者

2 前項第5号、第6号及び第8号の委員は、学長が任命する。

### (任期)

第6条 前条第1項第6号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、必要の都度開催する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことはできない。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(支援主体)

第10条 日常の支援は、要支援学生が志望又は所属する学部又は研究科が責任を持って行うものとする。

(事務)

第11条 委員会の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成17年規程第82号)

この規程は、平成17年4月20日から施行する。

附 則 (平成18年規程第79-2号)

この規程は、平成18年4月21日から施行し、この規程による改正後の大分大学身体等に障害のある学生の支援委員会規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年規程第57号)

この規程は、平成20年4月15日から施行し、この規程による改正後の大分大学身体等に障害のある学生の支援委員会規程の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年規程第27号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第23号)

この規程は、平成24年3月21日から施行する。

附 則 (平成24年規程第93号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第95号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第3号)

この規程は、平成30年2月19日から施行する。

附 則 (令和元年規程第27号)

この規程は、令和元年11月18日から施行する。

附 則 (令和3年規程第45号)

この規程は、令和3年12月7日から施行する。